

## 船舶事故調査報告書

平成26年2月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年10月12日 04時45分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町五ヶ所港 五ヶ所港宿田曾沖防波堤灯台から真方位232° 125m付近 (概位 北緯34° 17.6′ 東経136° 40.9′)
事故調査の経過	平成24年11月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二みち丸、1.3トン ME3-40426（漁船登録番号）、個人所有 8.30m (Lr) × 1.43m × 0.51m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数35、昭和51年7月31日 B 漁船 第2勝丸、1.1トン ME3-64554（漁船登録番号）、個人所有 4.88m (Lr) × 1.63m × 0.63m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和56年5月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月18日 免許証交付日 平成20年11月21日 (平成26年4月13日まで有効) B 船長B 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月2日 免許証交付日 平成21年11月18日 (平成26年12月23日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷前部舷縁が圧壊
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、南伊勢町宿田曾漁港に向けて帰

	<p>途につき、船長Aが、操舵室で立って操船し、五ヶ所港に入って約009°（真方位、以下同じ。）の針路、約6.6ノットの対地速力により、宿田曾漁港の防波堤入口に向かって北進中、平成24年10月12日04時45分ごろ、五ヶ所港宿田曾沖防波堤灯台から232°125m付近において、A船の船首とB船の右舷前部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、宿田曾漁港の防波堤入口南西方沖の漁場に至り、機関を中立運転として漂泊し、船長Bが、作業灯及び懐中電灯で海面を照射しながら、左舷船尾に立って刺し網のブイロープを引き揚げていたところ、A船とB船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、左手の挫創並びに第3及び第4中手骨骨折を負った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p> <p>日出時刻：05時58分ごろ</p>
その他の事項	<p>船長Aは、航行中、大型漁船に注意を向けていた。</p> <p>B船は、マスト灯及び船尾灯又はこれに代わる白色全周灯を備えておらず、両色灯のみを点灯していた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B あり</p> <p>気象・海象の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、五ヶ所港において、宿田曾漁港の防波堤入口南西方沖を北進中、船長Aが、大型漁船に注意を向けていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、五ヶ所港において、宿田曾漁港の防波堤入口南西方沖の漁場で漂泊して刺し網漁の操業中、船長Bが、刺し網のブイロープを引き揚げており、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、五ヶ所港において、A船が宿田曾漁港の防波堤入口南西方沖を北進中、B船が宿田曾漁港の防波堤入口南西方沖の漁場で漂泊して刺し網漁の操業中、船長Aが大型漁船に注意を向けており、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時、見張りを適切に行うこと。</li> <li>・法定の灯火を装備して点灯すること。</li> </ul>